

越 保 感 第 8 号
令 和 7 年 4 月 1 日

各位

越谷市保健所感染症保健対策課長

国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う国立感染症研究所等の
統合による越谷市感染症予防計画の読み替えについて（通知）

この度、国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律第46号）の施行に伴い、国立感染症研究所及び国立研究開発法人国立国際医療研究センターが統合され、令和7年4月1日に国立健康危機管理研究機構（「JIHS」という。）が設立されました。

この改正を踏まえ、越谷市感染症予防計画の一部を下記のとおり読み替えていただきますようお願いいたします。

記

「国立感染症研究所」及び「国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を
「国立健康危機管理研究機構」と読み替え

担当：越谷市保健所 感染症保健対策課
TEL：048－973－7531
FAX：048－973－7534